

市民と議会と市（執行機関）が役割と責任を分担し、お互いに協力して地域課題の解決に取り組む「協働のまちづくり」のために

③

# 次世代を担う子どもは地域の財産

## 「第3章 子ども」に込められた思い

企画調整課 ☎6710



十和田市まちづくり基本条例の内容を条文解説とともに、条文に込められた市民検討委員の思いや願いを、検討委員会が整理したチャートや議事録からご紹介いたします。

今月号では、第1章から第3章までを解説します。

### 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、十和田市におけるまちづくりに関する基本的な事項を定め、参画と協働による市民主体の自治の進展を図り、活力に満ち安心して暮らせる十和田市を実現することを目的とします。

第1条は、この条例を制定する目的を明らかにしています。

市民の参画と協働によるまちづくりが進められることによって、活力に満ち安心して暮らすことができる地域社会の実現に取り組む十和田市の姿勢を、第1条の表現に込めています。



### 第2章 私たちのめざすまち

（私たちのめざすまち）

- 第4条 私たちは、次に掲げる住みよいまちを実現することをめざします。
- 1 お互いを思いやる心があふれ、安全で安心して暮らせるまち
  - 2 十和田湖や奥入瀬溪流に代表される自然を大切にし、自然と共生するまち
  - 3 市民一人一人の基本的人権や多様な価値観を認め、協働の推進に努めるまち
  - 4 市民が主体となったまちづくりを推進するまち
  - 5 ふるさとを愛し、開拓精神を受け継ぎ、新しい文化を創造するまち
  - 6 農業や観光等、地域の資源を活かした活力のあるまち
  - 7 高齢者や障害を持つ方に気配りがあるやさしいまち
  - 8 地域の歴史や絆を大切にし、次代へ継承していくまち
  - 9 北里大学等の教育機関との連携による元気のあるまち

市民、議会および市の執行機関が連携し、協力してまちづくりを進めていくためには、めざすべきまちの姿を明らかにする必要があります。

第4条では、市民検討委員会、しゃべり場などを通じて得られた意見などを集約し、市民の求めるまちづくりの中の重要事項として整理したものをとくに、9つの大きな柱を掲げています。



### 第3章 子ども

（子どもの権利等）

- 第5条 子どもは、その年齢に応じてまちづくりに参加する権利があります。
- 1 私たちは、すべての子どもの人権を守るとともに、子どもが健康やかに育つ環境を作るように努めます。
  - 2 私たちは、すべての子どもが夢と希望を持って未来を担うことができるように、子どもの意見に耳を傾け、まちづくりに活かすように努めます。
  - 3 私たちは、子どもが夢と希望を持って未来を担うことができるように、子どもの意見に耳を傾け、まちづくりに活かすように努めます。
  - 4 私たちは、すべての子どもに日頃から愛情を持って接し、地域の中で守り育てます。

第5条は、子どもについて記述し、子どもが、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参加する権利があることを明記しました。「子ども」は「市民」の中に含まれますが、次世代のまちづくりの担い手としての役割の重要性から、地域全体で子どもを守り育て、ふるさとを愛する心を育てていくことの大切さから、市民検討委員の総意で、第3章に「子ども」の章が設けられました。

(7) 住民 市内に住所を有する人のことを「住民」といいます。

第2条は、この条例を正しく理解し運用するために、基本的な用語の意味を示しています。

この条例での「市民」の範囲は、市内に住所を有する人に限らず、本市に通勤・通学する人や、市内で事業を営む法人、町内会やボランティア組織など市内で活動する法人や団体などもまちづくりの重要な担い手であることから、市民の意味を広くとらえています。

「市」には、市の代表者である市長のほか、専門的な立場に立って仕事を分担する教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会の5つの行政委員会が含まれます。

この条例では、市民、議会、市をまちづくりの主体者として、「私たち」と表現しています。

「参画」とは、市政の運営や、地域の活動に関して、立案、実施及び評価の各過程において、主体的にかかわることをいいます。

「協働」とは、市民、議会、市それぞれが、自らの役割と責任を自覚しながら、お互いの立場を尊重し、対等な関係で協力し合うこととされています。

また、市内に住所を有する人のことを「住民」と定義し、市民と住民の違いを明確にしています。

（条例の位置づけ）

第3条 この条例は、十和田市のまちづくりに当たつての基本的な理念や原則を定めたものであり、私たちは、この条例の趣旨を尊重するものとします。

2 他の条例、規則等の制定又は改廃及びまちづくりに関する計画の策定又は変更に当たつては、この条例に定める事項との整合性を図るものとします。

この条例は、まちづくりの基本的な事項を定めたもので、市民、議会および市の執行機関がこの条例の趣旨を尊重してまちづくりを進めることとしています。

▼理念：物事のあるべき状態についての基本的な考え

▼原則：多くの場合にあってはまる基本的な規則や法則

▼趣旨：あることをする理由・目的。趣意。または話や文章の言おうとすること  
市民、議会および市は、それぞれの立場でこの条例に定める事項を順守するように努めるとともに、市は市政を運営していくに当たつては、この条例を自治の基本理念や基本原則として、その趣旨および目的を尊重した上で、条例、規則などの制定、改正および廃止、並びにまちづくりに関する計画の策定、見直しなどを行うことを規定しています。

この条例では、「子ども」を、乳幼児から義務教育を終了する中学校卒業までの0歳〜15歳までとしてとらえています。

また、この条例でいう子どもの権利とは、1989年に国連で採択された「子どもの権利条約」を基本としています。この条約では、大きく分けて、▼生きる権利▼育つ権利▼守られる権利▼参加する権利の4つの子どもの権利を守るように定めています。

「子ども」を章として取り上げた背景には、進学などで十和田市を離れることがあっても、いずれは十和田市に帰ってきて、まちづくりを担って欲しいという強い願いがあります。

そのためにも、大人は子どもの育つ環境を整備し、意見に耳を傾け、地域全体で育てるという決意を表しています。

## 市民検討委員会での議論 ～第3章 子ども～

### 現状認識

- ・市内に産科が1件しかない
- ・母親の孤立化、相談相手の不足
- ・虐待の増加
- ・子育て支援が不足
- ・虐待の通告義務の難しさが障壁
- ・保育園児の親のうつ病の増加
- ・子育て情報の過多
- ・一人親家庭の増加

### 取り組み

- ・母親の相談体制の充実
- ・産科センターの確保
- ・助産師の活用（子育て相談窓口）
- ・地域で子育てをする環境整備
- ・子どもの安全な居場所の確保
- ・子どもの存在を認めていくこと
- ・子どもがまちづくりにかかわっていくこと
- ・高齢者との交流により地域を知る



### 小学生

- ・子ども会活動が低調
- ・親が子ども会の活動に参加させない
- ・一人親家庭の子どものサポートが不足
- ・塾に行く子どもが多くなっている
- ・放課後、遊ぶ場がない

### 中学生

- ・居場所がない
- ・考えを発表できる場がない
- ・毎年、市長にまちづくりを提言